

新潟県条例第6号

特別職の職員の給与に関する条例及び新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例  
(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年新潟県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>県監査委員等</u></p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p><b>第5条</b> 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、<u>監査専門委員</u>、母子・父子自立支援員、婦人相談員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 附属機関の構成員 第2号に定める額及び第3号に定める額のうち、<u>知事が定める額</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">知事</td> <td style="width: 20%;">給料月額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;"><u>1,266,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>991,000円</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>835,000円</u></td> </tr> <tr> <td>地方公営企業管理者</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>858,000円以内</u></td> </tr> </table>	知事	給料月額	<u>1,266,000円</u>	副知事	"	<u>991,000円</u>	教育長	"	<u>835,000円</u>	地方公営企業管理者	"	<u>858,000円以内</u>	<p>(目的及び適用範囲)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、次に掲げる職員(以下「特別職の職員」という。)の給与について、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) <u>県監査委員</u></p> <p>(15)～(19) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p><b>第5条</b> 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額(非常勤の顧問、参与及び県専門委員並びに附属機関の構成員にあつては、<u>当該各号に定める額のうち、知事が定める額</u>)の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、母子・父子自立支援員、婦人相談員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 附属機関の構成員 第2号に定める額及び第3号に定める額</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">知事</td> <td style="width: 20%;">給料月額</td> <td style="width: 50%; text-align: right;"><u>1,256,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>983,000円</u></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>828,000円</u></td> </tr> <tr> <td>地方公営企業管理者</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: right;"><u>851,000円以内</u></td> </tr> </table>	知事	給料月額	<u>1,256,000円</u>	副知事	"	<u>983,000円</u>	教育長	"	<u>828,000円</u>	地方公営企業管理者	"	<u>851,000円以内</u>
知事	給料月額	<u>1,266,000円</u>																							
副知事	"	<u>991,000円</u>																							
教育長	"	<u>835,000円</u>																							
地方公営企業管理者	"	<u>858,000円以内</u>																							
知事	給料月額	<u>1,256,000円</u>																							
副知事	"	<u>983,000円</u>																							
教育長	"	<u>828,000円</u>																							
地方公営企業管理者	"	<u>851,000円以内</u>																							

知事の秘書	〃	572,000円以内	知事の秘書	〃	567,000円以内
県監査委員等			県監査委員		
識見を有する者のうちから選任された委員			識見を有する者のうちから選任された委員		
常勤	〃	685,000円	常勤	〃	680,000円
非常勤	報酬月額	685,000円以内	非常勤	報酬月額	680,000円以内
議員のうちから選任された委員			議員のうちから選任された委員		
	〃	184,000円		〃	183,000円
監査専門委員					
	報酬日額	50,000円以内			
県教育委員会			県教育委員会		
委員	報酬月額	207,000円	委員	〃	205,000円
県人事委員会			県人事委員会		
委員長	〃	226,000円	委員長	〃	224,000円
委員	〃	207,000円	委員	〃	205,000円
(略)			(略)		
県労働委員会			県労働委員会		
会長	報酬月額	226,000円	会長	報酬月額	224,000円
公益委員	〃	207,000円	公益委員	〃	205,000円
労使委員	〃	176,000円	労使委員	〃	175,000円
(略)			(略)		
特別調整委員のうち			特別調整委員のうち		
公益を代表する者			公益を代表する者		
	報酬月額	207,000円		報酬月額	205,000円
労使を代表する者			労使を代表する者		
	〃	176,000円		〃	175,000円
県選挙管理委員会			県選挙管理委員会		
委員長	〃	226,000円	委員長	〃	224,000円
委員	〃	207,000円	委員	〃	205,000円
(略)			(略)		
県公安委員会			県公安委員会		
委員長	報酬月額	226,000円	委員長	報酬月額	224,000円
委員	〃	207,000円	委員	〃	205,000円
収用委員会			収用委員会		
会長	報酬日額	24,000円	会長	報酬日額	23,000円
委員	〃	21,000円	委員	〃	20,000円
海区漁業調整委員会			海区漁業調整委員会		
会長	〃	21,000円	会長	〃	20,000円
委員	〃	18,000円	委員	〃	17,000円
専門委員	〃	18,000円	専門委員	〃	17,000円
内水面漁場管理委員会			内水面漁場管理委員会		
会長	〃	21,000円	会長	〃	20,000円
委員	〃	18,000円	委員	〃	17,000円
専門委員	〃	18,000円	専門委員	〃	17,000円
非常勤の顧問、参与及び県専門委員			非常勤の顧問、参与及び県専門委員		
	報酬日額の場合	63,000円以内		報酬日額の場合	62,000円以内
	報酬月額の場合	634,000円以内		報酬月額の場合	629,000円以内
	報酬年額の場合	1,031,000円以内		報酬年額の場合	1,023,000円以内
附属機関の構成員	報酬日額	30,000円以内	附属機関の構成員	報酬日額	29,000円以内
母子・父子自立支援員	報酬月額	111,000円	母子・父子自立支援員	報酬月額	110,000円
婦人相談員	〃	111,000円	婦人相談員	〃	110,000円

臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者	報酬日額の場合 <u>51,000円以内</u>	臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者	報酬日額の場合 <u>50,000円以内</u>
	報酬月額の場合 <u>510,000円以内</u>		報酬月額の場合 <u>506,000円以内</u>
	報酬年額の場合 <u>510,000円以内</u>		報酬年額の場合 <u>506,000円以内</u>

(新潟県議会議員給与条例の一部改正)

**第2条** 新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<b>第2条</b> 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。	<b>第2条</b> 議長、副議長及び議員の議員報酬額は、次のとおりとする。
議 長 月額 <u>98万1,000円</u>	議 長 月額 <u>97万3,000円</u>
副議長 月額 <u>85万8,000円</u>	副議長 月額 <u>85万1,000円</u>
議 員 月額 <u>78万6,000円</u>	議 員 月額 <u>78万円</u>

**附 則**

この条例は、平成30年4月1日から施行する。